

旭川市民生委員推薦会民生委員・児童委員候補者推薦要領（案）

1 基本方針

社会奉仕の精神を持ち，常に市民の立場に立って相談に応じ，必要な援助を行うことで社会福祉の増進に努める役割を担う民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。）の職務を遂行できる真の適任者を推薦するものとする。

2 推薦基準

(1) 特別要件

次の要件を満たさない者については，民生委員・児童委員として推薦しないこととする。

① 年齢要件について

ア 新任の場合は，原則 7 2 歳未満の者とする。ただし，地域の実情により 7 2 歳未満の者の選出が困難で，やむを得ないと判断できるときは，例外的に 7 5 歳未満の者も認めることとする。（この場合は，選出が困難で，やむを得ないその理由を記載した「理由書」を要する。）

イ 現在民生委員・児童委員である者が再任する場合は，原則 7 5 歳未満の者とする。ただし，これまでの活動実績等を十分勘案し，今後の活動に支障がないと認められる者とする。また，地域の実情により 7 5 歳未満の者の選出が困難で，やむを得ないと判断できるときは，例外的に 7 8 歳未満の者も認めることとする。（この場合は，選出が困難で，やむを得ないその理由を記載した「理由書」を要する。）

※ 委嘱日における年齢が要件を満たしていること。

※ 過去に民生委員・児童委員の職を経験したことのある者を選出する場合は，「新任」の場合の年齢要件を適用する。

※ 候補者の選出に当たっては，児童や子育て等に関わる活動がより積極的に行えるよう，できる限り「若返り」に努めること。

② 議会議員との兼職について

議会議員が民生委員・児童委員を兼職することについては，「民生委員は，その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。」という民生委員法第 16 条の趣旨を踏まえ，認めないこととする。

(2) 一般要件

民生委員・児童委員の候補者の適否については，次の要件を考慮して総合的に判断するものとする。

- ① 地域の実情の把握
その地区に概ね5年以上居住し、地域の実情を十分に把握していること。
- ② 時間的余裕
民生委員・児童委員の活動に必要な時間（概ね週14時間以上）を割くことができること。
- ③ 民生委員・児童委員の活動状況
再任に当たっては、地区民生児童委員協議会への出席率が任期中に概ね60%以上であること。
- ④ 社会福祉への関心
ボランティア活動を行う等社会福祉への関心が高く、理解と熱意があること。
- ⑤ その他
会社員、公務員等被雇用者については、所属長の理解が得られていること。

3 主任児童委員について

主任児童委員は、原則として次の要件についても満たす者とし、候補者の適否については、これらの要件を考慮して判断すること。

(1) 知識及び経験等について

児童福祉に関する理解と熱意を有し、次に例示する者など専門的知識及び経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

- ① 児童福祉施設等の施設長、児童指導員、保育士等として勤務した経験がある者又は里親として児童養育の経験がある者
- ② 学校等の教員の経験を有する者
- ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者

(2) 女性の選出について

主任児童委員の選出に当たっては、1地区につき少なくとも1人は女性を選出するよう努めること。

4 候補者の内申について

(1) 一斉改選時

民生委員・児童委員の任期満了に伴う全国一斉改選時には、地区民生委員推薦準備会を開催し、各地区の事情を考慮した上で会議を開催し、期日までに民生委員・児童委員候補者の内申を行う。

(2) 欠員補充時

民生委員・児童委員が任期内において辞任、死亡又は解嘱等の理由によりその職を退く場合は、地区民生児童委員協議会の会長が中心となり、市民委員会など各地区の関係者と協議の上、民生委員・児童委員候補者の内申を行う。

附 則

この要領は、令和7年12月1日以降に委嘱する民生委員・児童委員の推薦において適用する。

旭川市民生委員推薦会民生委員・児童委員候補者推薦要領について

はじめに

近年における少子高齢化，単身世帯の増加などにより，地域社会における人と人とのつながりが希薄化する中で，社会的に孤立する人々や，介護や子育てに不安や負担感を感じる人々が生じやすい状況となっています。

こうした中で，地域において住民の立場に立って相談に応じ，住民が安心して暮らせるための支援を行う民生委員・児童委員は，地域福祉を推進する担い手として活躍が期待され，その果たす役割はますます大きくなっています。

現在委嘱されている民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。）は，令和7年11月30日をもって3年の任期が満了となり，全国一斉に改選が行われます。

民生委員・児童委員は，都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱しますが，中核市である本市においては旭川市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱します。

市は，市町村毎に設置される民生委員推薦会での審議に加え，原則都道府県（中核市は市）に設置される社会福祉審議会での審議を経て，推薦が適当とされた候補者を，厚生労働大臣に推薦します。

民生委員・児童委員の人選にあたっては，民生委員・児童委員の役割や，法令等に記載されている適格要件などを踏まえ，様々な角度から検討することが大切です。

民生委員・児童委員とは

民生委員法

第1条 民生委員は，社会奉仕の精神をもって，常に住民の立場に立って相談に応じ，及び必要な援助を行い，持って社会福祉の増進に努めるものとする。

民生委員は，民生委員法に基づき，地域における相談・支援を行うため厚生労働大臣から委嘱されたボランティアです。また，民生委員は，児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。給与の支給はありませんが，民生委員・児童委員活動に必要な交通費，通信費等の実費弁償として活動費の支給があります。任期は3年で，3年ごとに全国一斉に改選（再任が可能）が行われます。任期の途中で委員の交代があったときには，後任の委員の任期は，前任者の残任期間となります。

民生委員・児童委員の職務

民生委員・児童委員は，自らも地域社会の一員として，担当の地区において高齢者や障がいのある方など，支援が必要な方を見守り，住民の方々の生活に関する相談に応じ，必要な支援が受けられるよう，専門機関につなぐ役割を果たしています。

主任児童委員は，児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員・児童委員です。

民生委員・児童委員の適格要件

民生委員法

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有するもののうち、人格識見高く広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉法の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

また、厚生労働省の通知には、民生委員・児童委員の適格要件として、「次に掲げる要件を具備する者を選任すること」と書かれています。

- （１）社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- （２）その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- （３）生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- （４）個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- （５）児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

【平成22年2月23日雇児発0223第1号社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，社会援護局長通知「民生委員・児童委員の選任について」】

地区民生委員推薦準備会の役割について

地区民生委員推薦準備会は、「旭川市民生委員推薦会民生委員・児童委員候補者推薦要領」に基づき、上記の適格要件を満たす適格者の人選を行い、旭川市民生委員推薦会に内申していただきます。